

会見年月日	令和3年7月13日(火)
担当課	健康福祉部子育て支援課
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6808(直通) (内線 2150) FAX番号：0791-45-3396 (担当者名：名田)

「赤穂市子ども家庭総合支援拠点」の設置について

1. 趣旨

赤穂市では、子ども家庭総合支援拠点を設置し、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、児童虐待を始めとした様々な課題に対し、相談全般から必要な調査、訪問等を行い、関係機関と適切に連携しながら継続的な相談支援体制の強化を図っていきます。

2. 事業概要

- (1) 設置場所 健康福祉部子育て支援課(赤穂市役所1階)
- (2) 設置日 令和3年7月20日
- (3) 職員体制 従来から配置している相談員2名(フルタイムの会計年度任用職員)を子ども家庭支援員として配置
※正規職員3名も相談対応に従事
- (4) 業務内容
 - ①子ども家庭支援全般にかかる業務
 - ・実情の把握、情報提供、相談等への対応、総合調整
 - ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・相談等の受付、調査、アセスメント、支援計画の作成、支援及び指導、児童記録表の作成 等
 - ③関係機関との連絡調整
 - ④その他の必要な支援
 - ・児童相談所による措置解除後の児童の支援、里親支援 等
- (5) その他 より安心して、親しみやすく温かい雰囲気で相談できるよう、相談室の改修を行い、小さなお子さんがくつろげるミニスペースを設置しました。

◆参考 子ども家庭総合支援拠点は、平成28年の児童福祉法の改正において法定化され、令和4年度までに全国の市町村で設置が義務付けられました。

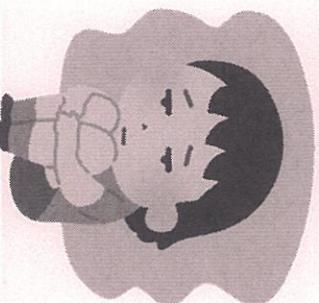
つらい、不安、どうしよう・・・ そんな時は、子ども家庭総合支援拠点へ！

赤穂市では、令和3年7月20日から「子ども家庭総合支援拠点」をスタートします。子ども家庭総合支援拠点は、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、2名の子ども家庭支援員を中心に、0歳から18歳までの全ての子どもとその家庭、また妊娠婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げていきます。

つらい思いや不安を抱えている、子育てに悩んでいる、児童虐待かもしれない・・・など、子どもや子育てに関する内容であれば、どんな相談にも対応します。来庁のほか、電話やメールで気軽にご相談ください。（相談の秘密は厳守します！）

■こんな悩みはありませんか？

«相談内容の例»



- ・親から暴言や暴力を受けている
- ・学校に行きたくない
- ・お父さんとお母さんのケンカを見るのがつらい
- ・親の代わりに毎日兄弟の面倒を見なければならず、自分の時間がない
- ・どこにも自分の居場所がない



- ・うちの子は他の子どもより発達が遅いような気がする・・・
- ・子どもが全然言うことを聞かない
- ・子育てが大変でイライラする
- ・子どもが不登校気味なので心配
- ・生活が苦しくどうしたら良いかわからない
- ・パートナーからのDVを受けている
- ・近所の子どもがいつも泣いている。もしかして虐待かも・・・
- ・相談できる人がいない

«相談先»

赤穂市子ども家庭総合支援拠点

▼設置場所

赤穂市子育て支援課（市役所1階）

▼電話番号

0791-43-6808（直通）

▼メールアドレス

kosodate@city.akohlg.jp

